

## 第25回山梨県メディカルコントロール協議会会議録

1日 時 令和2年2月13日（木）13時30分から

2場 所 山梨県庁防災新館201・202会議室

3参加者 中澤会長 松川委員 岩瀬委員 長坂委員 守屋委員 天野委員（代理）  
中澤委員 谷内委員 太田委員 村上委員（代理）井出委員  
福嶋委員（代理）小林委員 古屋委員（代理）磯部委員（代理）  
丹沢委員 藤井委員 井上委員（代理） 中込委員 若尾委員  
（事務局）消防保安課 鎮目、岡本、保坂、武川 医務課 福嶋

4傍聴者の数 0名

5会議次第

- （1）開会
- （2）会長あいさつ
- （3）議事
- （4）その他
- （5）閉会

6会議に付した議案の案件

- （1）令和2年度事後検証費について
- （2）令和2年度救急救命士教育計画について
- （3）救急活動事後検証体制実施要領について

## 議 事

～以下、議事

### ・議長

議事1 まず、議事（1）の令和2年度事後検証費についてであります。事務局から説明をお願いします。

### ・事務局

それでは説明させていただきます。資料1をご覧ください。令和2年度事後検証費用計算書案となります。例年どおり平成30年度の県内の事後検証件数をメディカルオフィサーからデータ提供を受け、次ページの参考1、2により案を作成しました。負担比率の合計が100%とならないため、資料1の下段の※印事後検証費用負担額の算出方法④のとおり、負担率の最も大きい本部である甲府地区消防本部様の負担比率を山梨大学附属病院負担率21%から20%に、県立中央病院負担率11%から10%に調整しました。以上となります。

### ・議長

ただいま説明をしていただきました。ご意見ご質問等がございましたら願いたいと思います。なければご了承いただきたいと思います。

それでは、次に議事（2）令和2年度救急救命士教育計画について、であります。事務局から説明をお願いします

### ・事務局

資料2をご覧ください。令和2年度救急救命士教育計画案についてとなります。1ページ目が各本部様から集計した次年度の救急救命士の再教育及び就業前の病院実習予定者及び気管挿管実習の希望者数となります。

この表に基づき以下の計画を作成しました。

2ページ目をご覧ください。令和2年度救急救命士再教育病院実習予定表案となります。再教育の計画としては去年と同様で64時間の実習となっております。

3ページ目をご覧ください。こちらが実際の各消防本部様の希望者数に数名の予備を加え配分した再教育の予定表となっております。3ページから6ページまでが表となっております。

続いて7ページをご覧ください。令和2年度救急救命士就業前病院実習予定表案です。各本部様の要望をもとに計画しております。

実習者の色分けについては、ドクターカー運転可能者を黄色、できない方を

赤としてあります。また去年と同様に令和3年度に実習をまたぎ、常に経験者がいるように計画してあります。

8ページをご覧ください。山梨大学医学部附属病院気管挿管病院実習日程表案となります。次年度も今年度と同様の人数の受け入れが可能との事でしたので、各月30症例の実習が可能な計算となりますが、今年度に関しては以前からの繰り越し実習者がおり、現在もまだ4本部目が実施をしている現状です。

よって来年度から各本部最低受け入れ症例の30症例のみとさせていただき、残りの実習区分は前年度からの予定者としてしました。

なお、甲府地区消防本部様には県立中央病院の実習に入らせていただいております。

また、順番が回ってきた本部が実習できないときは、欠員補充リストから入らず次月の本部が入ることとしてしました。留意事項の2となります。全本部が終了し空きがあるときは、欠員補充リストから入ることとなります。

9ページをご覧ください。山梨大学医学部附属病院気管挿管実習推薦書類についてとなります。こちらも例年と同じで変更はありません。各本部様の推薦時期のフロー図となっております。

続いて10ページをご覧ください。令和2年度山梨大学医学部附属病院気管挿管実習欠員補充リスト案になります。先程の説明のとおり、毎年度各消防本部の日程が終了した際に補充に入る消防本部の順番とすることとしてしました。

前年度中に各消防本部の充足率を求め次年度の優先順位を決定することとしてしております。

続いて11ページをご覧ください。山梨大学医学部附属病院以外での気管挿管病院実習案となります。県立中央病院様におかれましては来年度1名実習可能との事でしたので、先程の説明のとおり甲府地区消防本部様に実習に入らせていただいております。

市立甲府病院及び上野原市立病院に関しましては、次年度の実習予定はなしとなっております。

事務局からは以上となります。

#### ・議長

ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にないようですので、ご了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます

次に議事(3)の救急活動事後検証体制実施要領一部改正についてであります。事務局から説明をお願いします。

・事務局

資料3をご覧ください。救急活動事後検証体制実施要領案となります。こちらの改正案としまして、メディカルコントロール検証を事後検証委員会ではなく、活動基準部会で行うこととしました。

山梨県附属機関の設置に関する条例第7条の中に、附属機関は規則で定めるところにより、部会又は委員会を置くことができるとされており、規則において、メディカルコントロール協議会は部会を置くこととしています。

このためメディカルコントロール検証にありましては活動基準部会で行うこととしたく今回改正案を提出しました。

2ページ目及び新旧対照表も併せてご覧ください。

3の(3)からとなります。

検証医師による医学的観点からの事後検証について、現在の要領では、検証医師について明確な決まりがないため、検証医師は山梨大学医学部附属病院又は山梨県立中央病院の救急専門医としました。

続いて(4)となります。山梨県メディカルコントロール協議会活動基準部会における検証です。

山梨県メディカルコントロール協議会活動基準部会は(3)の検証の結果を踏まえ、特殊な事例又は特別な事由がある場合、若しくは消防本部から依頼があった場合はメディカルコントロール検証を実施する、としました。

続いて(5)事後検証及びメディカルコントロール検証の手順についてです。

①から⑤については従来どおりの検証手順となっております。

改正案は次の⑥からとなります。特殊な事例又は特別な事由がある場合、事務局(メディカルオフィサー)及び各消防本部はメディカルコントロール協議会にメディカルコントロール検証の依頼をする。

⑦活動基準部会は、⑥で依頼された事案について、メディカルコントロール検証を実施し、各消防本部委員により各消防本部職員へ周知する。

⑧メディカルコントロール検証に伴う事案は、隊の特定が出来ないように実施する、としました。以上です。

・議長

ありがとうございました。ただいま新旧対照表をもとに改正点について説明を頂きましたけれども、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、これでご了承いただいたと言うことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。  
それでは次に議事の4その他であります。  
事務局の方で何かございますか。

・事務局  
特にありません。

・議長  
委員どうぞ。

・委員  
確認ですが、事後検証の改正について、最終的に施行日のところが〇年〇月となっておりますが、実際の施行日はいつからになるのでしょうか。  
今わたしは事後検証をやっているのですが、こういった改正をしたのは、事後検証の内容がその本部にはフィードバックされているんですが、県内の全消防本部に検証内容を周知したほうがいいかなという内容を全体検証するという提案をさせていただいたんですけれども、現在、事後検証をやっていて、早急にでも全体会議で全体検証をやってもらいたい事案があるので、これを早急にやりたいと思いますので施行日をいつにするのか確認したいと思います。

・議長  
事務局お願いします。

・事務局  
事務局としましては、本日この本会で承認を得ましたので3月1日から施行しようという予定となっております。以上です。

・委員  
それでは3月1日以降であれば活動基準部会を開催して、全体検証を開催することができるということですのでよろしいでしょうか。

・事務局  
はい。

・委員

分かりました。

・議長

それでは3月1日が施行日ということでよろしく申し上げます。

改めてその他ございませんでしょうか。

それでは本日の議題はこれで全て終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました

・司会

次に、次第4その他についてでございますが、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第25回山梨県メディカルコントロール協議会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。